

小高中学校等給食配送等業務委託 仕様書

1 業務委託名

小高中学校等給食配送等業務委託

2 業務委託場所

小高中学校及び石神第一小学校

3 業務委託期間

令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで

4 業務委託内容

小高小学校及び石神中学校で調理された学校給食を、常に衛生に留意し、衛生的な装備を施した配送車両1台で、小高中学校及び石神第一小学校の所定の場所まで配送し、喫食後、回収する。なお学校への配送及び回収コースは、発注者が指示するコースとする。

(1) 業務時間

ア 学校への配送・回収時間は以下のとおりとする。

イ 配送時間は、おおむね午前10時から正午まで

ウ 回収時間は、おおむね午後1時から午後3時00分まで

(2) 配送及び回収実施日

学校給食実施日

(3) 業務従事者

ア 配送及び回収業務に従事する専任の従事者は2名とし、名簿を提出すること。

イ 配送及び回収業務従事者は、「学校給食衛生管理の基準」に基づき、赤痢菌・サルモネラ菌・腸管出血性大腸菌群に係る便の検査を月2回、ノロウイルス検査を年2回及び健康診断を年1回実施すること。健康診断結果については医師の証明を添付し、速やかに報告すること。

なお、便の検査において異状が検知された際には、業務の従事を制限する場合もあるので、ペロ毒素等の有無について追跡検査を行い、その結果を報告すること。便の検査及び健康診断に要する費用は、受注者の負担とする。

ウ 配送及び回収業務従事者の衛生管理については、南相馬市教育委員会及び衛生管理に係る監督機関の指導を受け、自ら実施しなければならない。

エ 配送及び回収業務従事者は、受注者の用意した被服類を着用する。なお、それに係る費用は受注者負担とする。

(4) 配送及び回収業務

配送車に乗務する配送及び回収業務従事者は、次の事項について、毎日配送等業務の事前・事後に必ず点検確認を行うこと。

ア 当日の学校又は学年の休みを確認すること。

イ 配送時の食材の温度管理に十分気をつけること。

ウ 毎日献立を確認し、食器類、食缶類等をコンテナに格納すること。(添加物も含む。)

エ 格納したコンテナを学校へ配送し、所定の位置に配置すること。

オ 給食終了後は、学校から食器類や食缶類、残滓等を格納したコンテナを回収し、漏れのないように確認すること。

カ 配送車両の洗浄及び点検を行うこと。

(5) 配送及び回収業務従事者の行為に対する責任

- ア 受注者は学校給食が教育の一環である事を認識し、配送及び回収業務従事者について服装及び態度に十分注意し、学校給食従事者としての品位を保持するよう指導すること。
- イ 受注者は配送及び回収業務従事者に対して安全教育等を実施し、交通規則等を遵守し常に安全運転をするよう指導すること。

(6) 配送車両

車両台数は1台とする。ただし、車両については発注者が所有する車両を受注者に無償で貸与することとする。

(7) 無償貸与車両について

- ア 受注者は、無償貸与車両を学校給食配送等業務以外に使用してはならない。
- イ 受注者は、無償貸与車両を第三者に転貸し、若しくはその使用权を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。
- ウ 受注者は、善良なる管理者の注意をもって無償貸与車両の維持管理をしなければならない。
- エ 無償貸与車両の運行及び維持管理等に係る一切の経費は、委託料により受注者が負担するものとする。また、事故等により当該車両に損害が生じた場合も、受注者が賠償責任を負い、現状に回復するものとする。
- オ 無償貸与車両の自動車保険について、自動車損害賠償責任保険は発注者が加入し、自動車任意保険については受注者が加入するものとする。
なお、自動車任意保険については、対人賠償・対物賠償ともに無制限かつ、搭乗者については1,000万円以上を補償する範囲の任意保険に加入するものとする。

(8) 配送車両の管理等

- ア 配送車両は、受注者が管理し常に清潔な状態に保つこと。また、給食運搬用コンテナを収納するボックス内部が汚染された場合は、速やかに洗浄すること。
ボックス内部は、毎月1回以上消毒し、衛生管理に配慮すること。
- イ 円滑に業務が実行できるように常に車両整備を行っておくこと。
- ウ 配送車両に故障等が発生した場合は、業務の処理に支障がないよう速やかに措置を講じること。
- エ 配送車両及び業務の処理に必要な器具等に係る費用（車両清掃に係る洗剤、モップ等）の全てについて、受注者の負担とする。

5 委託料の支払い方法について

委託料の支払い方法は別表のとおりとし、発注者は請求の日から30日以内に支払うものとする。

6 事故対応及び損害賠償について

(1) 配送業務中の交通事故その他一切の事故対応は、すべて受注者の責任においてこれを解決するものとする。

なお、受注者は事故の程度に関わらず、事故後直ちに発注者に事故報告を行い、速やかに善後策を講じること。また、別紙「車両事故等報告書1・2」を発注者に提出し、事故後の顛末等を併せて報告すること。なお、受注者は発注者の必要に応じて、事故関係資料（状況写真等）の提出も行うこと。

(2) 配送業務等に起因する損害または傷害に対する賠償は、受注者がその責めを負い、原則、自動車任意保険により対人、対物、搭乗者、車両に対し補償するものとする。

ただし、受注者の責によらないものは、この限りでなく、その賠償責任については受注者と発注者の協議の上で定めるとする。

- (3) 受注者の故意または過失による事故等により、南相馬市に損害が生じた場合、受託者が当該損害賠償の責任を負う意思及び履行能力を担保するとともに、南相馬市は損害に係る賠償を受注者に請求することができる。

7 緊急時の対応

受注者は、災害等の影響により、本契約を十分に履行できない状況となった場合には、委託者及び受注者両者協議の上で代替案を検討するなど、可能な限り契約の履行に努めること。

8 環境への配慮

南相馬市の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき、環境に配慮した活動を行うものとする。

9 その他

本仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者両者協議の上決定するものとする。

(別紙1)

車両事故等報告書 1

年 月 日

南相馬市教育委員会教育長

報告者 住 所

社 名 印

代表者 印

発生日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分頃		
発生場所			
事故種別	1. 対人 2. 対物	3. 搭乗者 運転者氏名	
貸与車両の 状況			
事故状況			
事故後の対 応・経過			

※事故関係資料（状況写真等）も併せて提出すること。

(別紙2)

車両事故等報告書 2

年 月 日

<対人>

相手方	氏名(カナ)	連絡先
負傷状況		
相手方車両名及び車両番号	車両名： 車両番号：	
相手方保険会社	保険会社名	連絡先
その他 (折衝記録等)		

<対物>

破損物		
破損物の所有者	所有者名	連絡先
破損状況		
その他		

※事故関係資料(状況写真等)も併せて提出すること。